

「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 6 年経済産業省・環境省令第 2 号)」の公布のお知らせについて

前略 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」において、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の改正が令和 5 年 6 月 16 日に公布されたことにより、使用済自動車の引取業者及び解体業者においては、その標識の掲示に加え、原則、自社 HP 等への掲載も併せて求められることとなったところです(参考 1 参照)。

これに伴い、標記の改正省令が令和 6 年 3 月 21 日に公布され(参考 2 参照)、引取業者及び解体業者の「標識の自社 HP への掲載義務」の対象とならない事業者について規定されるとともに、引取・解体を行った使用済自動車の記録方法が従来までは CD-ROM 等に制限されていたところ、電磁的記録媒体全般で可能となるよう改正された旨、経済産業省より情報提供がありましたのでお知らせいたします。

なお、当該法改正並びに省令改正については、令和 6 年 4 月 1 日付で施行されますことを申し添えます。

草々